

様式第 2 号

視察研修先	和歌山県橋本市	氏名	沖津 一博
視察研修項目	農業振興条例について		
感想・所見など 橋本市は、和歌山県の北東、紀伊半島のほぼ中央に位置し、北は大阪府河内長野市、東は奈良県五条市、南、西では和歌山県伊都郡かつらぎ町、九度山、高野町と接しています。和歌山市、大阪市の中心部への距離は直進でともに約 40 キロであり、京阪神エリアへの交通も便利で、緑豊かな田園が広がっています。 橋本市では、令和 2 年 12 月に農業振興条例を制定し、令和 3 年 4 月から施行して、農業振興条例関連補助金を市が独自で農業に積極的に投入することで、先進的な農業振興を果敢に行っております。 年間平均気温 14℃の温暖気候や紀の川の恵みを活かして柿、かんきつ、葡萄等の果樹や水稻の栽培も盛んに行われています。 また、橋本ふるさと便や農産物インターネット販売促進事業など、の農作物を送る際の送料補助や販売手数料を一部補助するなどの制度を備えており、新規就農者も参入しやすい環境が整っています。 取り組みについては、産地パワーアップ事業補助金、この事業は老木を改植する際に、成木までの期間の補助を行う事業です。みかん類、清美、不知火、はっさく、ポンカン、ゆず、などに対して 10 アール当たり 45 万円、かき、もも、すももなどは 10 アール 39 万円。 農業用機械導入支援事業補助金は 2024 年からの新規事業で認定農業者や認定新規就農者が機械導入の際に補助を行います。 また、経営継承支援事業、県の事業に市が単独でかさ上げ、親元就農農業者の経営継承を支援して、経営開始資金を受けていない 60 歳以下の農業者に 100 万円支援する事業です。さらに、収入保険、果樹共済加入事業、果樹共済加入者の共済掛け金及び賦課金の 3 分の 1 を補助するなど、農家、行政、市民が連携して、まちを挙げて農業振興を推進していく素晴らしい条例を制定されました。 本市でも基幹産業は農業と位置付けており、農業を支えていく事が、観光や経済に大きな影響を与えていくことになります。本市でもこれからの農業をいかにして守っていくか、大きな岐路に立たされています。近年の高温でさくらんぼの双子果やお米の等級の低下など課題は大きいと思います。 本市でも様々な支援を行っていますが、農業者に寄り添った支援を今後より一層進めていけるよう取り組んでいきたいと思っています。			

様式第 2 号

視察研修先	和歌山県紀の川市	氏名	沖津 一博
視察研修項目	フルーツツーリズムについて		
感想・所見など 紀の川市は旧須賀郡 6 町のうち打田町、粉河町、須賀町、桃山町、貴志川町の 5 町が平成 17 年に合併し、紀の川市になりました。合併後の平成 17 年には 30 人の議員が選出されましたが、その後 21 年、24 年、令和 2 年の紀の川市議会議員定数条例を改正し、現在 20 名の定数になっています。 紀の川市は和歌山県の北部に位置し、西を岩出市および和歌山市に、東を伊都郡かつらぎ町、南を海南市および海草郡紀美野町に接しています。 温暖な気候と紀の川がもたらす肥えた土壌を最大限利用して、野菜、果物など多種多様な農産物を生産して、農業産出物全体では和歌山県内 1 位を誇り、トップブランドあら川の桃をはじめ、はっさく、いちじく、柿、キウイフルーツ、いちご、など四季折々の果物が収穫できる全国有数の果物産地です。 紀の川フルーツツーリズムは、2014 年に産学官、市民一体となって立ち上げた、フルーツを使ったまちおこしです。2016 年より一般社団法人 紀の川フルーツツーリズムとして法人化して、現在に至っています。 取り組みとして、フルーツを使ったまちおこしで、最初はフルーツツーリズムを開き各チームがフルーツについて学び、料理を作ったり、体験イベントなどを行ってきました。その中で、ふる博の開催やフルーツカレーなどの商品化をしました。 まちづくりカレッジ、2017 年から毎年開催している。ふる博など紀の川市のフルーツを使った地域活性化の取り組みを行なっている、紀の川フルーツツーリズムがまちづくりを実践しながら学べる講座で全 8 回。座学やフィールドワークでアイデアを出し合い、実際に活動を行いながらまちづくりを考える実践型まちづくりを行っています。 ふる博は、フルーツをテーマにした体験を集めた博覧会です。フルーツを食べることはもちろん、見た目の綺麗さ、可愛さや、食欲を誘う香り、手触り、そして体験を行ってくれる主催者のお話など全てを五感で感じていただくことのできる体験をして、フルーツの良さを知っていただき、フルーツを大好きになっていただくイベントです。 また、6 次産業化として、桃を使ったハンドクリームを開発、間もなく発売となるふるふるジャム、美味しい地元特産物をたっぷり使用し、こだわりのレシピで作ったとっておきのジャムはお土産用として最適とのこと。 ほかにも、桃のクラフトビール販売。紀の川市産の桃をふんだんに使用したももエールは、フルーティーな香りとおほんのり香る桃の甘さがマッチしており、新たな名産として好評を得ております。 本市でも 6 次産業化にもっともっと力を入れ、農業、観光、地域の発展に繋げていきたいものです。			

様式第 2 号

視察研修先	和歌山県和歌山市	氏名	沖津 一博
視察研修項目	リノベーションまちづくり事業について 官民連携による稼げる空間リノベーションについて		
○概要 人口約 35 万人、中核市の和歌山市。大阪まで約 1 時間、関西空港まで約 40 分。大都市にも近く、利便性も大変良い。しかしながら、増え続ける中心部の遊休不動産を再生、活用して、生まれ変わった遊休不動産を核に、まちに雇用と産業を生み出しエリアの魅力を高めることを目的に、公民連携のもと、リノベーションによるまちづくりに取り組んでいます。 戦災で旧市街地を焼失。現在の市中心部の基盤は戦災復興区画整備により形成され、高度成長期を経て D I D は 3 倍に拡大。近隣の都市への人口流失に対抗し、調整区域の立地基準を緩和し、調整区域の人口増につながったが、市街化区域の需要の拡散を招きました。人口流出を抑制しつつ、生活利便を維持するため、住宅開発を促進し、住居を誘導するエリアを設定し、景観を守るエリア、産業活力を維持、向上するエリア、地域の拠点となるエリア、一般の調整区域エリア、高速道路 I C 周辺エリア、に地域を色分けし立地適正計画を立てました。 また、安全で歩きやすい街中の実現、空き家、空き地などを適切に活用するため、街の繁華街の中心部であるぶらくり丁商店街の空き家活用から始まったリノベシヨ事業は、現在、市の中心部全体に広がっている。地道な活動が実を結び、オーナーの方々の意識も変わってきて、以前は空き家は駐車場にするぐらいしかありませんでしたが、リノベーションという手法があることにより、空き家が価値を持てる可能性を少しずつ考えてもらえるようになり、空き店舗に 2 日間お試しで出店する、まちどり、と呼ばれるイベントを実施して、和歌山産の新鮮野菜の販売ショッップや雑貨のお店、アートを感じる体験型ショッップに水辺のカフェなど様々な店が空き店舗に出店する取り組みがありました。 その他の取り組み、市(営)駐車場のオープンスペース化 ・ まちなかを流れる市堀川は、元和歌山城の外堀で貴重な水辺空間。 ・ 市堀川沿いの市営京橋駐車場について、数度の社会実験を経て、公園としてオープンスペースに転換することを決定。 ・ 令和 4 年 3 月に開園。賑わいの拠点となるよう、利活用を進めていく ・ 都市再生特別措置法による道路占用許可特例制度の活用 地域に根差したコンテンツやまちのニーズに合った新しいコンテンツなど沿道と連携した空間の創出を図るため、植栽や看板、テーブル、椅子などを設置 ・ 都市再生法特別措置法による都市公園占用許可特例制度の活用公園を中心としたまちなかの回遊性の向上と賑わいの創出を図るため、シェアサイクルポートを設置 素晴らしい取り組みでした。人口規模の違いはありますが、本市でも見習い、少しでもできるよう進めていきたいものです。			

様式第 2 号

視察研修先	和歌山県有田市	氏名	沖津 一博
視察研修項目	有田市農業次世代人材投資事業「AGRI-LINK ARIDA」について		

有田市は和歌山県の北西部に位置し、霊場高野山を源として紀伊水道に注ぐ有田川を中心に南北をみかん山に囲まれ、海南線には漁業基地や臨海工業地帯が形成されている。和歌山市へ 30 キロ、大阪へ 100 キロの位置にあり、総面積は 36.83 ㎢で人口は約 2 万 5 千人

全国的に有田みかんとして知られる柑橘栽培を中心とした農業、タチウオの漁獲量が全国でもトップクラスで県下有数の漁業基地を抱えた漁業に一次産業が中心。海岸線の立地には、S A F、特売可能な航空燃料の製造など、カーボンニュートラルに資する臨海工業地帯が広がっている。

本格的にみかん栽培が始まったのは江戸時代からで、紀州の恵まれた気候、厳しい出荷時の品質管理、農家の努力で消費者や市場関係者の注目を集めている。

ミカンの収穫時には全国で初めて市職員の農作業を副業として認め、職員自身が労働力不足解消に向けてミカン農家とタイアップしています。

- 若い就農者確保対策、新規就農者は独立後、農地提供者と農地賃借契約を結ぶことで、自分で新たに農地を探すことなく、農地を継承できる。また、農地提供者は所有する農地を残す事が出来る。
- 新規就農者と受け入れ農家が業務委託契約を結ぶことで、新規就農者は受け入れ農家から技術習得や農機具の借用を受け、技術習得をしながら、業務委託料として収入を得る事ができる。
- 農地提供者と受け入れ農家が管理委託契約を結ぶことで、農地提供者は地元の信頼ある受け入れ農家に大切な農地を管理してもらうことができる。受け入れ農家は、農地拡大のため農地を改めて探す必要がなくなる。

以上 3 つのマッチングにより、農地提供者は農地の管理における不安を払しょくし、受け入れ農家は生産量増加による売り上げの増加、新規農業者は初年度から生活の見通しが立ち、3 年目に農地付きで独立できるようになる。

認定みかん制度

全国有数のみかん所である有田市内で栽培され、選出検査で、平均して糖度 12 度以上、酸度 1.0%以下など厳しい品質基準を満たし、味や外観、バランスに優れ、味覚審査に合格したミカン。認定品に対する抜き打ち検査や認定取り消しなどの罰則規定を設けるなど、適切な管理体制のもと認定している。

農家とみかんをととても大事にする行政、そのことが市民を大事にすることにも繋がる、熱い職員がいる有田市でした。